

付 議 第 4 号

高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則議案

高知県認定こども園条例施行規則（平成18年高知県教育委員会規則第16号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

〔 高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）
第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。
（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。〕

教 育 委 員 会 規 則

高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 月 日

高知県教育長 今城 純子

高知県教育委員会規則第 号

高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

高知県認定こども園条例施行規則（平成18年高知県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表の5の(9)中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

改正後	改正前
<p>○高知県認定こども園条例施行規則 平成18年12月28日教育委員会規則第16号 (連携型外認定こども園における教育及び保育の内容の基準)</p> <p>第11条 条例別表4の(2)の教育委員会規則で定める基準は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>別表(第11条関係) 連携型外認定こども園の認定の基準のうち連携型外認定こども園における教育及び保育の内容の基準</p> <p>1～4 略</p> <p>5 日々の教育及び保育の指導における留意点 連携型外認定こども園における日々の教育及び保育の指導に際しては、次に掲げる事項に留意しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 連携型外認定こども園の職員は、当該連携型外認定こども園の子どもに対し、児童福祉法(昭和22年法律第164号) <u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。</p> <p>(10)・(11) 略</p> <p>6 略</p>	<p>○高知県認定こども園条例施行規則 平成18年12月28日教育委員会規則第16号 (連携型外認定こども園における教育及び保育の内容の基準)</p> <p>第11条 条例別表4の(2)の教育委員会規則で定める基準は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>別表(第11条関係) 連携型外認定こども園の認定の基準のうち連携型外認定こども園における教育及び保育の内容の基準</p> <p>1～4 略</p> <p>5 日々の教育及び保育の指導における留意点 連携型外認定こども園における日々の教育及び保育の指導に際しては、次に掲げる事項に留意しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 連携型外認定こども園の職員は、当該連携型外認定こども園の子どもに対し、児童福祉法(昭和22年法律第164号) <u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。</p> <p>(10)・(11) 略</p> <p>6 略</p>